

個人情報の第三者への提供について（医療費のお知らせ）

個人情報の保護に関する法律では、個人情報の目的外利用や第三者に提供する場合は、本人の同意を得ることとされています。

この第三者への情報提供については、被保険者への保険給付等のために通常必要な範囲の利用目的のうち、被保険者等にとって利益となるもの、又は医療費通知など事業者（健保組合等）の負担が膨大である上明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者にとって合理的であるとは言えないものの利用の範囲について、ホームページへの掲載等により明らかにしておき、被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、「黙示による包括的な同意」が得られたものとしてよいこととなっています。

当健康保険組合では、「医療費のお知らせ」を世帯ごとにまとめて被保険者様・被扶養者様（配偶者）に通知しており、この「医療費のお知らせ」について被保険者様・被扶養者様から特段の申し出がない場合は、「黙示による包括的な同意」をいただいたものとして世帯ごとにまとめてお渡しさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、同意されない場合は当健康保険組合までお申し出ください。